

【認定申請ができる方（保育の必要性・認定期間）について】

保護者が次のいずれかの事由に該当し、幼稚園等の預かり保育を利用する場合、認可外保育施設を利用する場合等に、認定申請ができます。

保育を必要とする事由		保 護 者 の 状 況	認定期間
就労等	居宅外労働	会社など居宅外で就労している （月に64時間以上）	就労が継続している期間
	居宅内労働	居宅内で子どもと離れて家事以外の就労をしている（月に64時間以上）	
出 産 等		母親が出産前後のとき	出産予定日の産前6週目を含む月初から産後8週目を含む月末まで
疾 病 ・ 障 害		病気、負傷、心身に障害がある	事由に該当する期間
介 護 ・ 看 護		同居の親族（長期入院している親族を含む）等を常時介護、看護している	事由に該当する期間
災 害 復 旧		火災、風水害、地震等の復旧にあたっている	事由に該当する期間
求 職 活 動		求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	求職活動を開始してから3カ月間
就 学		就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）を行っている	事由に該当する期間
社 会 的 養 護		児童虐待、DV等を防止するために必要である	事由に該当する期間
そ の 他		上記事由に掲げるもののほか、町長が認める事由に該当する	必要と認められる期間